

工事請負契約書

収入
印紙

注文者 _____ (以下甲という) と

有限会社 スタプランニング
請負者 代表取締役 赤嶺 剛 _____ (以下乙という) とは
この契約書により工事請負契約を締結する。

- 1. 工事名 _____
- 2. 工事場所 _____
- 3. 工事内容 設計図(CG含む) 枚 仕様書 枚 見積書 枚
設計図及び仕様書による。ただし、不明点は見積明細書による。
建築面積 m² - 延べ床面積 m²
- 4. 工期 着手 令和 年 月 日
完成 令和 年 月 日

- 5. 請負代金額 金 _____ 円也
うち工事価格 (税抜き額) 金 _____ 円
取引に係る消費税額 金 _____ 円
- 6. 支払方法 甲は請負代金を次のように乙に支払う

支払期日	この契約成立のとき	%	令和 年 月 日	金 _____ 円
	第2回	%	令和 年 月 日	金 _____ 円
	第3回	%	令和 年 月 日	金 _____ 円
	第4回	%	令和 年 月 日	金 _____ 円
引き渡し	のとき又は使用開始日		令和 年 月 日	金 _____ 円
残工事のある場合	保留金として請負額の 2%を残し、完了後			金 _____ 円

お振り込み先 琉球銀行 古波蔵支店 普通預金 101713
 沖縄銀行 与儀支店 普通預金 1311421
 沖縄海邦銀行 寄宮支店 普通預金 566589
 沖縄県農業協同組合 真和志支店 普通預金 1140331

口座名義 有限会社 スタプランニング 代表取締役 赤嶺 剛

* 電子取引(振込等)の場合は、「印紙税法基本通達第17号の11」の規定により、別途領収書の発行は行いません。領収書発行ご希望の場合には、別途事務手数料として¥1,000及び印紙代がかかります。

- 7. 引渡時期 完成の日から 10 日以内
- 8. 乙は労働基準法、職業安定法、労働者災害補償法その他関係法令に定められた自己の事業主としての責を負う。
- 9. 乙は予め甲の書面による承認を得なければ、工事の全部又は、大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせることはできない。
- 10. 施工のため、第三者の生命、身体に危害を及ぼし、財産などに損害を与えたとき、又は第三者間に紛議を生じたとき、乙はその処理解決に当たる。ただし甲の責に帰する事由によるときは、この限りではない。

- 11. 甲は必要によって工事を追加又は、変更することができる。乙は甲乙協議に定めた期限までに見積書を甲に提出する。甲が注文書を出さずに乙に着工させたときは甲は乙の見積書に同意したものとす。
 - 12. 支払期日に請負代金の支払いを求めても甲がその支払いを遅滞しているとき、甲は遅延した金額について支払期日の翌日から完済の日まで、年14.6%の割合による遅延損害金を乙に対して支払うものとする。
 - 13. 乙は工事に支障を及ぼす天候の不良あるいは天災その他の乙の怠慢にあらざる事由により工事期間内に工事を完成することが出来ない場合は、遅滞なく甲にその事由を申し述べ工事期間の延長を求めることができる。
 - 14. 乙は工事物件の引渡迄は自己の費用を以て契約の目的物工事材料その他工事の施工に関する損害並に第三者に対する損害の防止に必要な処理をしなければならない。
 - 15. この契約に定めていない事項は、必要に応じて協議して決め、甲乙及び連帯保証人は互いに対等な立場で協議して信義を守り、誠実にこの契約を履行する。
 - 16. 当事者間で、紛争が生じたときは、双方の承認する第三者を選んでその解決をするか、また建設工事紛争審査会の斡旋または調停によって解決を図る。本契約及び個別契約にかかわる訴訟については那覇地方裁判所を管轄裁判所とする。
 - 17. 請負施工物品等の所有権は、全額代金支払いのあったとき(小切手または手形支払いの場合は現金化されたとき)に乙から甲に移転する。
 - 18. 甲が乙より引渡を受けずに、乙の所有する請負施工物品等を使用する場合は、乙の承認書をもらう。
 - 19. 甲が乙の承認書(18条)をもらわずに使用した場合は、直ちに本契約を解除し、乙は何時も請負施工物品等を任意に処分の上、その売掛金をもって、甲に対する損害賠償債権を含む一切の債権に充当し、不足額があるときは乙は甲に請求することができる。
 - 20. 連帯保証人丙は、本契約及び個別契約にもとづいて甲が乙に対して現に負担し、将来負担する一切の債務について、甲と各自連帯して乙への支払いの責めを負うことを確約する。
 - 21. 乙は、甲(甲が法人である場合には、役員及び経営者に実質的に関与している者を含む)が反社会的勢力(暴力団・暴力団員・暴力団でなくなった時から5年を経過しない者・暴力団準構成員・暴力団関係企業・総会屋等・社会運動等標ぼうゴロ・特殊知能暴力団・その他これらに準ずる者)であることが判明した場合、又は甲が反社会的勢力と関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。その際に甲に損害が生じても乙は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により乙に損害が生じたときは甲はその損害を賠償するものとする。
- 以上、この契約の証として本書2通を作成し、甲乙が保管し、丙は本書コピーを保管するものとする。

令和 年 月 日

住所 _____
 甲 (注文者) 氏名 _____ 印

住所 _____
 連帯保証人丙 氏名 _____ 印

住所 沖縄県那覇市与儀一丁目8番7号赤嶺7アパート 1階
 乙 (請負者) 有限会社 スタプランニング
 氏名 代表取締役 赤嶺 剛 印